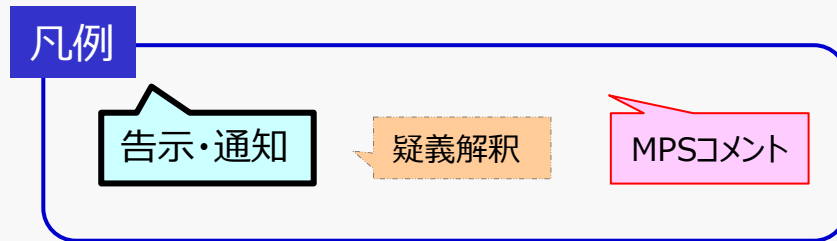


日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説(2023年度対応版) 「連携強化加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美



資料No.20230405-1198-1

(2023年3月31日更新)
・2023年3月24日及び3月31日の事務連絡に基づき内容を更新しました

本資料は、2023年3月31日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

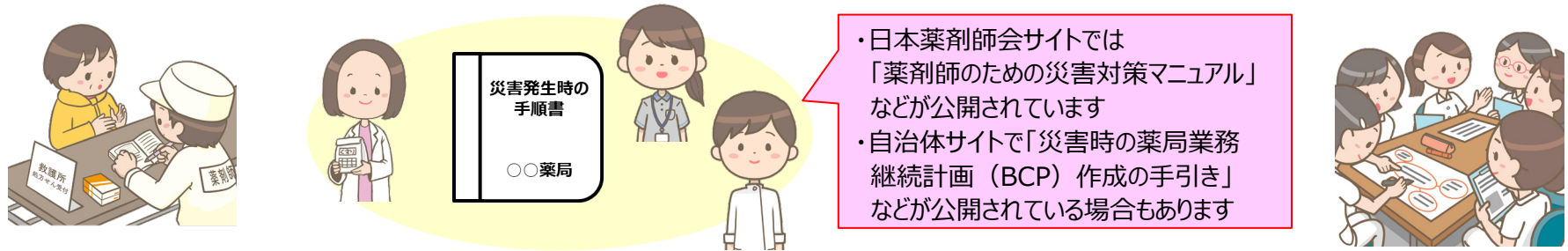
算定要件（施設基準）	点数
地域支援体制加算の届出 + 非常時(災害や新興感染症発生時等)における対応に必要な体制の整備	2点

施設基準

青字：2022年3月31日の事務連絡により具体的な取扱いとして示された内容（2023年4月1日以降も継続）

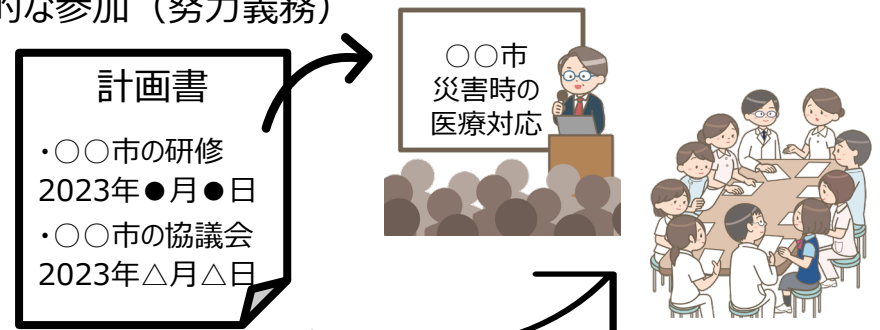
(1) 医薬品供給や地域の衛生管理対応の体制確保

- ① 災害発生時等に薬局機能を維持し、避難所等への医薬品の供給 又は 調剤所の設置に係る人員派遣等の協力
 - ・災害の発生時における薬局体制や対応について手順書を作成し、薬局職員に共有
- ② 災害発生時等に医薬品供給等の対応を行うことについて薬局内で研修を実施するなど必要な体制の整備



(2) 災害や新興感染症発生時等の対応に係る協議会・研修等の積極的な参加（努力義務）

- ・地域の協議会、研修又は訓練等に参加するよう計画を作成
 （年1回程度の参加が望ましい）
 （参加した場合は、必要に応じて地域の他薬局に結果等を共有）

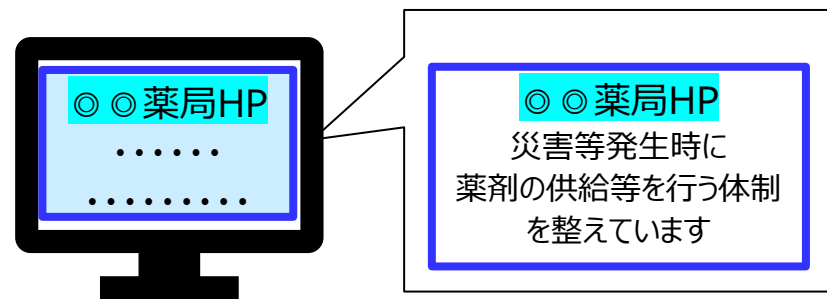
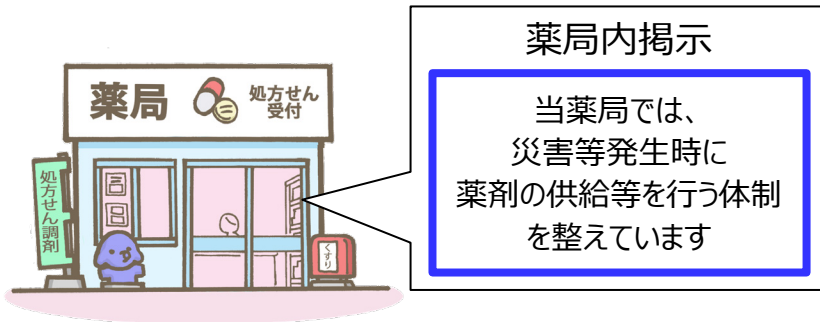


施設基準

青字：2022年3月31日の事務連絡により具体的な取扱いとして示された内容（2023年4月1日以降も継続）
 赤字：2023年4月からの算定に当たり変更された内容

(3)体制確保の周知（ホームページ等）

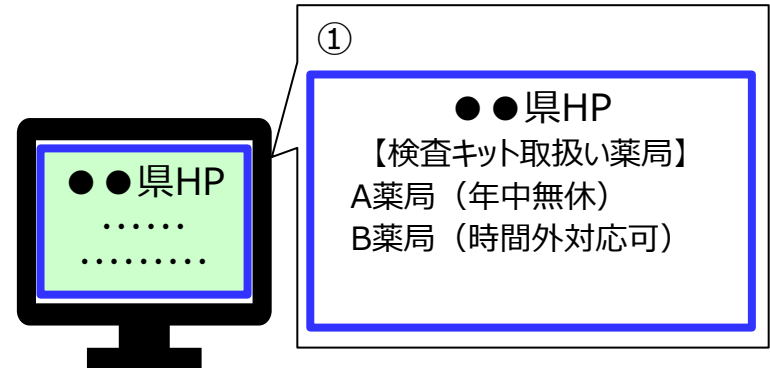
- ・薬局内での開示 又は 当該薬局のホームページ等において公表していること
- （自治体や薬剤師会等のホームページ等においても対応可能な旨を広く周知していることが望ましい）



(4)自治体からの協力要請時に必要な対応を実施（医薬品の供給等）

・①かつ② 又は ①かつ③ を満たすこと

- ① **新型コロナウイルス抗原定性検査キットの販売対応の強化取組**
- ② **公的に配分されるコロナ治療薬の対応薬局として指定・公表**
- ③ **一般流通されたコロナ治療薬を自局で備蓄・調剤**



・以前は、「PCR等検査無料化事業の事業者であること」が要件でしたが、新型コロナウイルスの5類移行に伴う事業終了のため、見直されました
 ・届出時に公表が確認できるウェブページのコピー等の添付が必要です

連携強化加算（施設基準(4)）

①抗原定性検査キットの販売対応強化の取組

- 「抗原定性検査キットの販売対応強化の取組」とは、2022年12月27日の事務連絡で示された取組で、時間外対応や夜間休日等の対応が求められています
- これまでに「PCR等検査無料化事業の事業者」として協力し連携強化加算の届出を行っていた薬局は、2023年9月末までの間に限り、「抗原定性検査キットの販売対応強化の取組」を満たすことで加算を算定できます

2022年12月27日事務連絡

「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001034360.pdf>

【事務連絡に記載されている販売対応強化の主な内容】

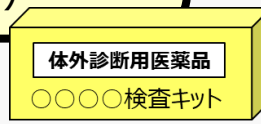
夜間休日や年末年始に地域住民が
抗原検査キットを購入できるよう、
地域の薬局・店舗販売業で連携し、
自治体と協力して対応・周知



一般用抗原検査キットを
購入する機会の確保のために、
薬剤師の不在時間における販売対応
（電話や情報通信機器を活用）



電話・情報通信
機器で情報提供



【2023/3/31疑義解釈その46】

地域において薬局・店舗販売業や自治体との連携・協力を通じて、夜間休日などであっても抗原検査キットを地域住民が入手できるような販売体制を取っていることで、満たしていると解してよい。（開局時間、時間外対応等の販売体制について自治体HP等での広報や薬局内外の掲示等で広く周知すること）

連携強化加算（施設基準(4)）

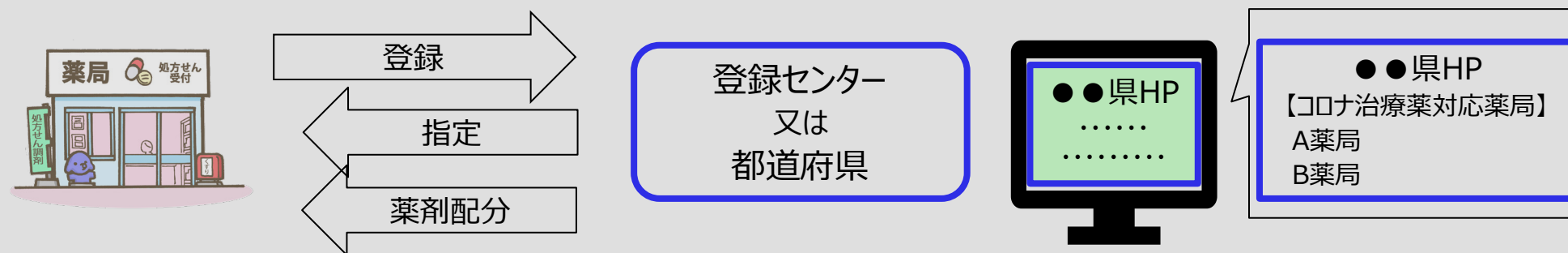
②公的に配分されるコロナ治療薬対応薬局として指定・公表

③一般に流通されているコロナ治療薬を自局で備蓄・調剤

- 新たにコロナ治療薬対応薬局であることが求められます（要件②又は要件③のいずれか）
- 要件②「公的に配分されるコロナ治療薬対応薬局」については、既に多くの都道府県で新規登録受付が停止されているため、これからコロナ治療薬の対応を行う薬局は、要件③「一般に流通されているコロナ治療薬を自局で備蓄・調剤」の取組が必要です

【要件②】公的な管理の下で配分されるコロナ治療薬の対応薬局として指定され公表されている

（注：既に多くの都道府県では新規登録受付が停止されています）



【要件③】一般に流通されているコロナ治療薬を**自局で**備蓄・調剤



- ＜一般流通されるコロナ治療薬（日付は一般流通開始日）
- ・モルヌピラビル（ラゲブリオ）：2022年9月16日
 - ・ニルマトレルビル錠/リトナビル錠（パキロビッド）：2023年3月22日
 - ・エンシトレルビル フマル酸（ゾコーバ）：2023年3月31日

- 2023年3月31日時点で連携強化加算を届け出ている薬局が4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要です
- 新規に届出を行う薬局は施設基準の様式と共に、①「抗原定性検査キットの販売対応強化の取組」について自治体等のHP等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等の添付も必要です

2023年 3月31日時点	2023年4月1日以降	
届出薬局	【要件①】抗原定性検査キットの販売対応強化の取組 +【要件②】公的に配分されるコロナ治療薬対応薬局として指定・公表	届出不要で算定可
	【要件①】抗原定性検査キットの販売対応強化の取組 +【要件③】一般に流通されているコロナ治療薬を自局で備蓄・調剤	
	【要件①】抗原定性検査キットの販売対応強化の取組のみ	届出不要で算定可 ※2023年9月末まで
未届出薬局	【要件① + ②】又は【要件① + ③】	要届出

- ・届出には様式87の3の4を用いることとされており、届出様式に変更はございません
- ・新規届出薬局が4月1日から遡って算定できる届出期日は「医療情報・システム基盤体制充実加算の特例」における届出期日として記載された4月10日、もしくは「3月31日で経過措置を迎える施設基準」に関する事務連絡に記載された4月14日のいずれかと推察されますが、厳密な取り扱いにつきましては厚生局へのご確認をお願いいたします

○令和5年1月31日「医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて」※P20の表左側参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001048799.pdf>

○令和5年3月10日「令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」※P1参照

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/000269014.pdf

1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについて

連携強化加算の施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等をいうものであること。

(1) 「災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保すること」について（第92の2の(1)のア）

- ① 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行うこと。
また、災害の発生時における薬局の体制や対応について手順書等を作成し、薬局内の職員に対して共有していること。
- ② 災害や新興感染症の発生時等において、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、薬局内で研修を実施する等、必要な体制の整備が行われていること。

(2) 「都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加するよう努めること」について（第92の2の(1)イ）

災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会、研修又は訓練等に参加するよう計画を作成すること。
また、協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。
なお、参加した場合には、必要に応じて地域の他の保険薬局等にその結果等を共有すること。

(3) 「災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知していること」について（第92の2の(1)ウ）

災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、薬局内での掲示又は当該薬局のホームページ等において公表していること。
また、自治体や関係団体等（都道府県薬剤師会又は地区薬剤師会等）のホームページ等においても、災害や新興感染症の発生時等に係る対応等が可能である旨、広く周知されていることが望ましい。

1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについて

連携強化加算の施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等をいうものであること。

(4) 「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について（第92の2の(2)）

次に掲げる体制等のうち①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合に、基準を満たすものとする。

① 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」（令和4年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に対応した取り組みを実施していること。

② 公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。

③ 一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。

ただし、これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っていた保険薬局については、①のみを満たしている場合であっても、令和5年9月30日までの間に限り、本加算を算定できる。

2. 届出について

(1) 施設基準通知の別添2の様式87の3の4に必要事項を記載した上で地方厚生（支）局へ届出を行うこと。

(2) 1. (4) について、①の取り組みを実施していることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。

(3) なお、令和5年3月31日時点で連携強化加算の届出を行っている保険薬局であって、令和5年4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要である。

3. 本取扱いについては、令和4年4月から当面の間の取扱いを示すものであり、今後、見直す可能性があることに留意すること。



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 ▶ メールマガジンの受信

会員特典2 ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>